講習会テキストダイジェスト版

< 廃棄物処理法に関する参考資料 >

資料1 特別管理産業廃棄物の種類と判定基準

		主な会	分類	概 要					
	廃油			揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)					
	廃酸			pH 2.0 以下の酸性廃液					
	廃アルカリ			pH12.5 以上のアルカリ性廃液					
	感染性産業廃棄物☆		勿☆	医療機関等から排出される感染性のある又はそのおそれのあ る産業廃棄物					
		廃 PCB 等		の性未焼未物 廃 PCB、PCB 含有廃油					
特別	特	PCB 汚染物		PCB が付着等した汚泥、紙くず、廃プラスチック類、金属くずなど					
特別管理産業廃棄物		PCB 処理物	勿	廃 PCB 等、PCB 汚染物の処理物で基準不適合のもの★					
理				特定の施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物					
業	定	廃水銀等		水銀若しくはその化合物が含まれているもの					
廃棄	特定有害産業廃棄物			水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀					
来物		廃石綿等		石綿建材除去事業に係るもの					
173		光山神寺		大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもの					
		業等有	鉱さい	重金属等について基準不適合のもの★					
	物	業廃棄物等を含い	燃え殻、ばいじん☆	重金属等、ダイオキシン類について基準不適合のもの★					
		業 含 重	廃油☆	揮発性有機化合物である廃溶剤★					
		む金	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、揮発性有機化合物、ダイオキシン類等について基準					
		産 属	☆	不適合のもの★					

☆排出元の施設限定あり

<)特定有害産業廃棄物の判定基準>

7, 2, 14, 21, 21, 4, 22, 14, 14, 2			特定有害産業廃棄	物を処分するため		
	ばいじん、燃	汚 泥		したもの	廃酸、廃アルカ	
	え殻、鉱さい	13 10	廃酸、廃アルカ		IJ	
			リ以外の場合	リの場合		
試験方法(単位)		容出試験(mg/L以 ⁻		含有量試験		
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05	
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0. 3	0. 3	
鉛又はその化合物	0. 3	0.3	0. 3	1	1	
有機燐化合物	_	1	1	1	1	
六価クロム化合物	1. 5	1. 5	1. 5	5	5	
砒素又はその化合物	0. 3	0. 3	0. 3	1	1	
シアン化合物	_	1	1	1	1	
PCB	_	0.003	0.003	0.03	0.03	
トリクロロエチレン	_	0. 1	0. 1	1	1	
テトラクロロエチレン	_	0. 1	0. 1	1	1	
ジクロロメタン	_	0. 2	0. 2	2	2	
四塩化炭素	_	0.02	0.02	0. 2	0. 2	
1, 2-ジクロロエタン	_	0.04	0.04	0. 4	0. 4	
1,1-ジクロロエチレン	_	1	1	10	1 0	
シス-1,2-ジクロロエチレン	_	0. 4	0. 4	4	4	
1,1,1-トリクロロエタン	_	3	3	3 0	3 0	
1, 1, 2-トリクロロエタン	_	0.06	0.06	0. 6	0. 6	
1,3-ジクロロプロペン	_	0.02	0.02	0. 2	0. 2	
チウラム	_	0.06	0.06	0.6	0. 6	
シマジン	_	0.03	0.03	0. 3	0. 3	
チオベンカルブ	_	0. 2	0. 2	2	2	
ベンゼン	_	0. 1	0. 1	1	1	
セレン又はその化合物	0. 3	0. 3	0. 3	1	1	
1,4-ジオキサン	0. 51)	0. 5	0. 5	5	5	
試験方法 (単位)			含有量試験(値以下	(*)		
ダイオキシン類(DXN) ²⁾	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/L	100pg-TEQ/L	

¹⁾ ばいじんおよびその処理物に適用

[★]特定有害産業廃棄物の判定基準に不適合

²⁾ DXN は、鉱さいを除いた燃え殻、ばいじん、汚泥およびその処理物に含まれる含有量を示す。

指定下水汚泥は省略

資料 2 処理業者の許可番号と県政令市の一覧

(1) 処理業者の許可番号

業の種類を示す番号 都道府県市が自由に使える番号 都道府県市の固有番 号(3桁) 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

業の種類を示す番号

産業廃棄物収集運搬	積替保管を含まない	0
業	積替保管を含む	1
	中間処理のみ	2
産業廃棄物処分業	最終処分のみ	3
	中間処理と最終処分	4
特別管理産業廃棄物	積替保管を含まない	5
収集運搬業	積替保管を含む	6
	中間処理のみ	7
特別管理産業廃棄物	最終処分のみ	8
処分業	中間処理と最終処分	9

(2) 産業廃棄物を所管する都道府県及び政令市

(令和5年4月現在)

固有番号	都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号	政令市名	固有番号	政令市名
001	北海道	025	滋賀県	067	堺市	102	奈良市
002	青森県	026	京都府	068	東大阪市	103	川越市
003	岩手県	027	大阪府	069	神戸市	104	船橋市
004	宮城県	028	兵庫県	070	姫路市	105	岡崎市
005	秋田県	029	奈良県	071	尼崎市	106	高槻市
006	山形県	030	和歌山県	072	和歌山市	108	青森市
007	福島県	031	鳥取県	073	広島市	109	八王子市
008	茨城県	032	島根県	074	呉市	110	盛岡市
009	栃木県	033	岡山県	075	下関市	111	柏市
010	群馬県	034	広島県	076	北九州市	112	久留米市
011	埼玉県	035	山口県	077	福岡市	114	前橋市
012	千葉県	036	徳島県	079	長崎市	115	大津市
013	東京都	037	香川県	080	佐世保市	116	高崎市
014	神奈川県	038	愛媛県	081	熊本市	118	豊中市
015	新潟県	039	高知県	082	鹿児島市	119	那覇市
016	富山県	040	福岡県	083	岡山市	120	枚方市
017	石川県	041	佐賀県	084	宇都宮市	121	越谷市
018	福井県	042	長崎県	085	富山市	122	八戸市
019	山梨県	043	熊本県	086	秋田市	124	福島市
020	長野県	044	大分県	087	郡山市	125	川口市
021	岐阜県	045	宮崎県	088	大分市	126	八尾市
022	静岡県	046	鹿児島県	089	松山市	127	明石市
023	愛知県	047	沖縄県	090	豊田市	128	鳥取市
024	三重県			091	福山市	129	松江市
				092	高知市	130	山形市
固有番号	政令市名	固有番号	政令市名	093	宮崎市	131	福井市
050	旭川市	059	新潟市	094	いわき市	132	甲府市
051	札幌市	060	金沢市	095	長野市	133	寝屋川市
052	函館市	061	岐阜市	096	豊橋市	134	水戸市
054	仙台市	062	静岡市	097	高松市	135	吹田市
055	千葉市	063	浜松市	098	相模原市	136	松本市
056	横浜市	064	名古屋市	099	西宮市	137	一宮市
057	川崎市	065	京都市	100	倉敷市		
058	横須賀市	066	大阪市	101	さいたま市		

産業廃棄物場外保管届出書

教徒かのかかの 日本 かいかん はまり ない ない ない はい	開始年月日 年 月 日	55. 1 大ションダインのたろうにある できょう ち最高のもの)	(政治を行う場合にあっては、出当的、多ののと語からには、	条袖の右熊	屋外において容器を用いずに	処分等のための保管上限	資替えのための保管上限又は	保管する産業廃棄物の種類	16	######################################	第12条 第4項及び図面を添えて届け出ます。		各聚點	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	4.	福田老				羽然宪法念事然命父亲阿伯日祖
***	陈	たらば	(作う	電外に	九分	資替次	味	居	压	国	を初の					(中長)	都道府県知事		

資料 4 措置内容等報告書

 廃棄物の処理及び張湯に関する佐年越行規則形を来の 29 の及足に置うた。 1 特別管理産業廃棄物 (報告者 任 所 名 (法人にき 電話番号 (法人にき 電話番号 1 特別管理産業廃棄物 (1 2 その他の産業廃棄物 (1 2 その他の産業廃棄物 (2 2 年の他の産業廃棄物 (2 2 年のもの産業廃棄物 (3 廃業物の処理及び済 という。) 第8条の28 けないとき (4 条の3 第3頃から第5 (4 5 4 5 13 頃又 (4 年 月 (4 年 月 (4 5 13 頃又)	((年月日)	運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿合有産業務事物が含まれる場合は、「産業改集」 物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のおく記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、状に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者 ②の場合 放射12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事の場合 成為12条の5第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 成偽の記載のある管理票の写しを送付した者
---	---	--------	--